

常安囲碁クラブ会則

第1条 (目的)

この会は囲碁を通して、会員相互の親睦と心身の健全を図ることを目的とする。

第2条 (名称)

この会の名称は「常安囲碁クラブ」と称する。

第3条 (会員)

- (1) 第1条の目的に賛同し、この会で定める入会金を納めた者を会員とする。
- (2) この目的に著しく添わない言動がある者は会員の資格を喪失するものとする。
- (3) 会員の中から会長を選任し、会長は会員の意見を掌握し、当クラブの運営と会計の一切の業務を行う。

第4条 (会計と会費及び使用)

- (1) 会計年度は4月1日から翌年3月31日とし、会長は年1度会員に会計報告を行う。
- (2) 入会金は一人 3,000 円とする。
- (3) 会費はその月の出欠に関係なく、月 1,000 円とする。
- (4) 納入会費及び入会金は理由の如何を問わず、返済はされない。
- (5) 納入会費及び入会金の使途は会場費・囲碁用具・研修機器・日本棋院会費・懇親会費の一部・各種書類作成費・その他会長が当クラブの運営に必要と認めた経費等に充てることができる。

第5条 (会合の開催)

会合は原則として、毎月4回「常安コミュニティーセンター」で行う。

但し、月により3回または5回の場合もあり、会員の要望により、臨時に別途開催することもできる。

第6条 (囲碁競技)

- (1) 囲碁の競技は「日本囲碁規約」に準じる。
- (2) 競技時間等「常安コミュニティーセンター」の利用心得を遵守すること。

第7条 (慶弔規定)

- (1) 会員本人及び休会后3ヵ月以内に死亡の場合は香典を¥5,000※とする。
- (2) その他、会長が必要と判断した場合は別途慶弔を支給することができる。

第8条 (会則の変更)

この会則は必要に応じ、会員の過半数の承諾により改正することができる。

第9条 (会則の発効)

この会則は平成13年4月1日より施行される。

平成14年4月1日より第3条の(1)項及び第4条の(2)項を改正。年会費を入会金に変更。

平成21年4月1日より第4条の(3)項を改正。月額1200円を1,000円に変更。

平成21年4月1日より第3条の(3)項及び第7条を追加改正。

